

## 「くまっちゃん」グッズ

【貸し出しを行うもの】

### ●くまっちゃん 着ぐるみ



### ●のぼり



#### のぼり（大）

「消費者トラブル 必ず相談」 2本  
「かっこいい消費者になろう！」 2本

#### のぼり（小）

「5月は消費者月間です。」 2本  
「こまった時は  
あきらめないで必ず相談」 2本  
「かっこいい消費者になろう！」 2本

●パネル (全20枚 ※詳細はお問い合わせください)

### クーリングオフ通知を 書いてみよう♪

クーリングオフ通知の書き方ガイド

●クーリングオフできない取引

- ・3,000円未満の現金取引
- ・自ら店内に出現して購入した物(上記の場面に該当するものは除く)
- ・遠隔地で購入した物
- ・電話、インターネット通信回線などの契約
- ・受託した取組
- ・旅行の航空券、電車、バス、船券、観光客での飲食 など

高知県立消費生活センター 088-824-0999

### ちゃんと知ってる? クーリングオフ

訪問販売や電話勧誘販売など、一言口約束で結ばれた契約した商品や、マルチ商法など、常識でリスクが高い取引で契約した場合、一定の期間内であればクーリングオフができます。クーリングオフは、冷静になって考え直す時間を消費者に与えるための制度であり、契約を無条件で解除することができます。

**アドバイス**

- クーリングオフするときは、一定期間内に、契約した事業者へ(クレジットカード払いの場合は運営会社へも)書面で通知します。
- 書面(ハガキの場合は表と裏)のコピーを関係書類と一緒に半年間保管しましょう。
- 残金は記録が残る特定記録印像が帳簿書類で、
- クーリングオフに理由はいりません！支払った代金は全額返還してもらえます。商品の引取り費用は事業者の負担となります。
- 分からないことがあれば、消費生活センターにご相談ください！

高知県立消費生活センター 088-824-0999

### サイドビジネス商法 高額な先行投資には注意!

「有識者注意」  
個人間で約2000円の報酬を見つけた。スマートフォンでメルマガを作成する仕事で、作成方法は教えてもらえるというので契約した。メルマガを作成していると、担当者に「評判が良いのでホームページを23万円で購入してホームページにならないか」「機会を見て購入してもすぐに返済できる」と強く勧められ、指示されるままに消費生活センターで借金してホームページを購入した。その後「サイトを大きくしたほうがいい」と言われて費用を払ったが、収益は上がらず、借金の返済だけが続いた。

これは  
カンタンに  
高収入?

**アドバイス**

- サイドビジネス(巧職)商法は仕組みも複雑であり、書面(商品の内容、業務提供の条件、金銭負担の内容、契約解除の条件等を記載した書面)の交付義務や誇大広告の禁止などの規制があります。
- 契約書面を受け取った日から20日以内であれば、クーリングオフができます。
- 家に収入が限られるというセールストークを疑念みにせず、契約内容や仕組みを確認して慎重に検討しましょう。

高知県立消費生活センター 088-824-0999

### マルチ商法 加害者になる可能性も

販売報酬の総額が前年比5割増を達成したことによって報酬を拡大して行う商品・サービスの取引です。新規加盟者が支払った加盟料や商品購入代金等によって利益が得られると説明されます。ネットワークビジネスと説明する場合があります。

**アドバイス**

- 契約書面または商品を受け取った日から20日以内であれば、クーリングオフできます。クーリングオフ期間が過ぎていても、勧誘方法等に問題があれば、契約の取り消しができる可能性があります。
- 身近な人からの勧誘でも、契約する意思がない場合はきっぱりと断りましょう。
- 契約のために、甘い見通しで借金してはいけません。
- 事業者への投資を勧誘されても、安易に信じて、十分に確認しましょう。
- 家族や友人など、トラブルを抱えている人を救う努力をしましょう。
- 少しでも不安があれば、消費生活センターにご相談ください。

高知県立消費生活センター 088-824-0999

【イラストデータ】 ※データは一例です。

